

学群教授会又は研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程

平成30年8月29日

規 程 第 1 6 9 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則第31条第2項第3号又は第34条第2項第3号の規定により、教育研究に関する重要な事項で、学群教授会又は研究科教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものを規定する。

(事項)

第2条 教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものを以下のとおりとする。

- 一 教育課程の編成に関すること。
- 二 教員の採用計画に関すること。
- 三 教員の採用等に係る教育研究業績等の審査に関すること。
- 四 中期目標、中期計画及び年度計画のうち教育研究に関すること。
- 五 教育研究活動の自己点検、評価及び改善に関すること。

附 則 (H30.8.29 第139回理事会)

この規程は、平成30年8月29日から施行する。